

政策提言

国益を基準にする外国人政策を確立せよ（第二段）

人手不足解消のために外国人労働者を増やす政策が次々に実施されている。令和5年に在留外国人が増え続け全人口の3%、340万人となっている。法務省の行政措置で要件が大幅に緩和されたため永住許可者が増え続け、90万人（令和5年）となった。その上、去る3月29日、岸田内閣は、人手不足とされる分野において、特定技能制度の拡充により、本年から82万人の外国人労働者を受け入れることを閣議決定した。すでに一部の地域では教育・福祉などの負担過重、地域社会との摩擦といった社会的コストが顕在化している。我々は現在進行中の、なし崩しの外国人未熟練労働者の受け入れは将来に禍根を残すことであると判断し、外国人政策は国益を基準にするべきだという立場から、下記の緊急政策を提言するものである。

1. 国益なきなし崩しの外国人未熟練労働者受け入れを停止せよ

- (1) 外国人未熟練労働者の導入は、日本人労働者の賃金引き上げを妨げる
- (2) 日本人労働者はさらに活用の余地がある

2. 外国人基本法を早急に制定せよ

- (1) 外国人受け入れはわが国の国益を判断基準としなければならない
- (2) 現在政府は、在留外国人に対する様々な問題を、事実上、自治体、職場・学校現場の判断にゆだねているが、本来これは国家の責任である
- (3) 外国人未熟練労働者の受け入れが与える社会的コスト（教育、福祉、治安、文化摩擦、安全保障上の懸案など）を勘案して、国民経済全体へのプラスとマイナスの影響を精査せよ
- (4) 日本人労働者の雇用と待遇、日本経済の成長に資する内容にしなければならない

3. 永住許可の急増を止めよ

- (1) 活動無制限・家族在留可能な在留が無期限で認められる永住許可制度を国益の観点から見直せ
- (2) 平成30年の入管法改正に際して国会は、「出入国管理及び難民認定法第22条第2項の要件（その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる）の適合性について、厳格に審査を行うこと」という付帯決議を行った
- (3) 法務省はこの決議に基づき早急に永住許可の要件を日本在留20年に戻せ
- (4) 永住制度そのものを見直して、期限をつけて更新のたびに国益の観点から審査できる定住制度への一本化を検討せよ

1. 国益なきなし崩しの外国人未熟練労働者受け入れを停止せよ

- ・去る3月29日、岸田内閣は、人手不足とされる分野において、特定技能制度の拡充により、本年から5年間で82万人の外国人労働者を受け入れることを閣議決定した。しかし、いまだに外国人受け入れに関する国家としての基本的な姿勢は明らかにされていない。
- ・外国人労働者の受け入れは長期的な国益を原則とした方針に基づいて行われるべきである。しかし、現在は各業界の人手不足の名目下、日本国民との賃金競合、社会秩序・治安対策、外国人労働者への社会的負担などの総合的なリスクの議論のないまま、外国人未熟練労働者の受け入れがなし崩しに進行している。もちろん、企業の現場で外国人労働者が有効な役割を果たしている面は評価しなければならないが、それも含めた総合的な調査と判断が不十分な段階でのなし崩しの外国人未熟練労働者の受け入れは一時停止すべきである。
- ・社会保障、職業教育、また労働者の児童への日本語教育など、様々な社会的コストがかかる。
- ・欧米の実例を観れば、外国人労働者と受け入れ国との文化的衝突による、社会秩序への危機が起きる危険性は無視できない。
- ・慢性的な人手不足を外国人未熟練労働者によって解消する政策は国全体を豊かにしない。未熟練労働者の場合、通常、日本の失業者および未熟練労働者と競合しその賃金が下落するか、外国人労働者と置き換わるので、必ずしも経済成長に寄与しない。他方、高度の技術と知識を持ついわゆる「高度人材」の場合は、通常、我が国労働者と補完的であり、我が国経済に大いに貢献することが期待される。
- ・我が国のサービス産業には過剰なものもあり、その担い手は、かなりの割合で外国人労働者である。また、外国人労働者が特定の業種に固定される場合には、新たな社会的分断を引き起こしかねない。
- ・景気上昇による人手不足に対しても、人工知能（AI）、デジタルトランスフォーメーション（DX＝デジタル技術を活用したビジネスの変革）、ロボット技術などを導入して生産性を向上させることを最優先すべきであり、また、業務内容を合理化するなど安易に外国人労働者に頼るべきではない。
- ・我々は排外主義や現在就労している外国人労働者への不当な差別には断固反対する。ただ、欧米諸国の一部では、外国人未熟練労働者の社会的コストが耐えがたいほどに増大し、労働市場に悪影響を与え、法秩序に脅威を与えている現状も起きている。そこから、逆に極端な排外主義が生じている一面もある。日本国がその轍を踏むことのなきよう、現実に即した国益第一の労働者受け入れを日本政府は原則とすべきである。

2. 外国人基本法を早急に制定せよ

- ・国家の外国人に対する政策は国益を基準としなければならない。最高裁が「国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができる」（マククリーン事件判決）と言っている通りだ。
- ・令和 5 (2023) 年 12 月末現在の在留外国人数は約 340 万人、総人口中の外国人比率は 3 % だ。約 340 万人のうち 6 割の約 205 万人が外国人労働者だ（厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』令和 5 年 10 月末時点）。平成 23 (2011) 年には外国人労働者は 68 万 6 千人で、ここ 12 年間で 3 倍増加し、なし崩し的に外国人労働者は増加している。
- ・なし崩しの外国人労働者の受け入れと日本人人口減少がこれまでの速度で続くなら、2070 年のわが国総人口 8700 万人のうち外国人は 939 万人、11% となり、外国人比率が 10% を超える市町村は 40~50 になる（国立社会保障・人口問題研究所の推計、令和 5 年 4 月公表）。現実にはその速度が早まることが予想される。
- ・外国人労働者は単なる労働力ではなく人間であり、かつ、各自が固有の文化伝統を有している。労働者を受け入れる以上、労働者及びその同伴家族に対し、日本語教育、社会教育、職場での補償、医療・健康保険などを引き受けなければならない。しかし、これらのコストを現在日本は現場の企業や自治体に一任してしまっている。外国人基本法を定め、受け入れる企業の社会的責任と日本国の基本方針を法的に定めなければ、現場での矛盾が深まるばかりである。
- ・ヨーロッパ各国では、単純労働を外国人移民に頼った結果、様々な社会コストが発生して、国益の観点でむしろ逆効果も生まれている。すでに中国人入居者が過半数を占める団地で起きている限度を超えた摩擦や、クルド人居住者の違法・脱法行為の横行など、ヨーロッパで起きている移民との摩擦に類する事例がわが国でも発生している。
- ・以上の点を考慮し、国益を原則とした外国人受け入れ政策の国家戦略を明らかにする外国人基本法をまず制定すべきである。
- ・この法案は、在留資格の明確化、不法在留外国人の速やかな送還、日本語教育の義務化、適切な社会教育と定着支援等により、日本国の国益並びに社会秩序の維持を原則としなければならない。社会秩序の維持あってこそ日本国民、外国人労働者双方の権利が守られることを忘れてはならない。
- ・同時に、この基本法は日本人労働者、また、合法的に受け入れた外国人労働者の権利を擁護するとともに、日本経済の成長に資する内容でなければならない。企業の外国人雇用も、各企業の責任を明確化するとともに、相手国の経済成長や技術革新にも良い影響を与える雇用制度を制定する必要がある。

3. 永住許可の急増を止めよ

- ・一般永住許可（以下、永住許可とする）が急増している。戦前から日本に居住している朝鮮人・台湾人に与えられている特別永住許可とは異なり、永住許可は別の在留資格で入国したのち一定の要件を満たす者に与えられ、その後は更新の必要もない。日本国内での活動制限もないのでどのような職業に就くことも可能であり、かつ配偶者と子にも自動的に在留資格が与えられる。外国人の法的地位としては非常に優遇されている。その永住許可が急増している。
- ・平成 10（1998）年に法務省は永住許可申請の要件をそれまでの日本在留 20 年から 10 年に半減させ、日本人配偶者にはそれを 3 年とした。出入国在留庁は、この政策転換の理由をいまだ明確にしておらず、当時の与野党も国会も、またマスコミもほとんどこの変更について議論を行っていない。
- ・平成 10 年 2 月の要件の緩和の結果、永住許可は平成 9（1987）年末 8 万人から令和 5（2023）年末 89 万人になり、26 年間で 11 倍以上に増えた。一番多いのが中国人で平成 9 年 3 万人から令和 5 年 33 万人で 11 倍である。205 万人の外国人労働者のうち約 43%が永住許可を得ている。
- ・本研究所は法務省の永住許可要件の大幅緩和について、平成 22（2010）年 2 月の提言以降、繰り返しその危険性を指摘してきた。特定技能制度が導入された平成 30（2018）年の入管法の改正にあたっては、同年 12 月 3 日に「【提言】 入管法改正、一般永住の急増を止める付帯決議を」を出して警鐘を鳴らした。その結果、入管法改正案を審議した参院法務委員会は、同改正案が成立した 12 月 8 日に「近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第 22 条第 2 項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと」とする付帯決議が入った。
- ・本年の入管法の改正には、永住許可を受けた後でも、税や社会保険料の支払いを故意に怠る場合や、一定の犯罪を犯した場合には、永住許可を取り消す内容が明記されている。これは本研究所の考え方と合致するので評価できる。
- ・法務省は平成 30 年の付帯決議を重く受け止め、永住許可の要件を「平成 10 年以前の日本在留 20 年」に戻すべきである。
- ・更新なしに自由な活動が出来る永住許可制度は、許可された者が日本国の安全に重大な危害を加える場合があり得るなど、国益の観点から見て重大な欠点がある。
- ・自由な活動が許されながらも 6 ヶ月から 5 年までの在留期限をつけ、更新の際に国益の観点から不許可をすることを担保した定住制度が別途存在する。今後は永住制度を廃止し定住制度、もしくは日本国への忠誠を義務化した形での帰化制度に一本化することを検討すべきだ。